

## 平成28年度の賃金不払残業是正結果

熊本労働局では、平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の賃金不払残業の是正結果を取りまとめました。  
平成28年度に県下6の労働基準監督署の監督指導により、不払となっていた割増賃金を支払った事業場は255社、対象労働者数は4,337人、支払われた割増賃金の合計は約4億1千9百万円でした。

### 賃金不払残業、是正支払状況(平成24年度-28年度)

#### 1 割増賃金の是正支払事案

##### (1)業種別内訳

(業種) (年度)	事業場数(社)					対象労働者数(人)					是正支払額(千円)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
製造業	64	42	51	58	61	1,063	791	1,297	1,946	783	54,950	31,453	35,131	128,843	48,986
建設業、鉱業	9	16	17	24	26	66	579	135	228	881	4,909	20,412	14,340	34,135	229,970
運輸交通、貨物取扱業	16	18	16	22	12	318	104	107	749	40	19,521	4,249	11,297	67,438	6,536
商業	59	64	65	52	49	1,809	759	663	691	722	312,509	29,738	28,092	53,295	46,228
金融・広告業	2	0	3	2	3	2,130	0	634	228	38	302,711	0	17,389	14,071	2,577
保健衛生業	50	28	51	44	45	1,913	473	2,384	2,369	1,049	50,461	9,265	289,053	77,812	24,954
接客娯楽業	42	33	32	36	21	929	240	282	310	273	67,591	12,241	32,329	15,135	16,065
清掃業、と畜業	11	6	5	6	5	51	20	37	26	40	2,716	806	1,488	239	2,983
その他	22	28	23	41	33	655	596	478	728	511	145,459	36,663	35,477	37,700	40,752
計	275	235	263	285	255	8,934	3,562	6,017	7,275	4,337	960,827	144,827	464,596	428,668	419,051

##### (2)対象労働者別内訳

(対象労働者の範囲) (年度)	事業場数(社)					対象労働者数(人)					是正支払額(千円)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
9人以下	167	150	160	172	156	543	488	586	617	553	39,676	32,597	33,639	50,050	44,883
10～49人	72	69	82	88	83	1,502	1,326	1,618	1,852	1,545	89,444	63,964	122,490	117,100	87,793
50～99人	22	11	9	12	11	1,513	722	648	924	814	68,969	25,315	14,497	82,168	42,821
100人以上	14	5	12	13	5	5,376	1,026	3,165	3,882	1,425	762,738	22,951	293,970	179,350	243,554
計	275	235	263	285	255	8,934	3,562	6,017	7,275	4,337	960,827	144,827	464,596	428,668	419,051

#### 2 100万円以上の割増賃金の是正支払事案

年度	事業場数(社)	対象労働者数(人)	是正支払額(千円)
平成24年度	51	6,636	911,990
平成25年度	34	1,707	105,034
平成26年度	50	3,986	417,293
平成27年度	61	5,078	383,654
平成28年度	49	2,634	377,648

#### 3 1,000万円以上の割増賃金の是正支払事案

年度	事業場数(社)	対象労働者数(人)	是正支払額(千円)
平成28年度	3	763	248,729

熊本労働局では、引き続き、過重労働・賃金不払残業解消総合対策推進要綱の周知のほか、賃金不払残業の防止及び過重労働による健康障害防止のための監督指導を重点的に行うこととしています。

#### 過重労働・賃金不払残業解消のための総合対策推進要綱

《過重労働による健康障害を防止するために》

##### 【重点事項】

- ① 時間外・休日労働時間の削減
- ② 年次有給休暇の取得促進
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

《賃金不払残業を解消するために講ずべき措置に関する指針》

- ① 労働時間適正把握ガイドラインを遵守しましょう
- ② 職場風土を改革しましょう
- ③ 適正に労働時間を管理するためのシステムを整備しましょう
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう